

定 款

株式会社サガミホールディングス

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、株式会社サガミホールディングスと称し、英文では、Sagami Holdings Corporation と表示する。

第 2 条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことならびに次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、その他の法人等の株式又は持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 飲食店の経営。
2. 麺類および米穀類の製造、加工ならびに販売。
3. 各種飲食業に対する技術援助および経営指導。
4. 厨房設備、空調設備、事務用機器、環境機器、自動販売機、飲食店用什器および同備品の賃貸、販売ならびにメンテナンス。
5. 不動産の所有、管理及び賃貸業並びに不動産コンサルティング業。
6. 酒類の販売。
7. 食料品、清涼飲料および嗜好飲料の製造、加工ならびに販売。
8. 通信販売業およびインターネットを利用した通信販売業。
9. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく代理業。
10. 生命保険の募集に関する業務。
11. 電気通信事業法による電気通信事業および電気通信事業者の代理店業務。
12. 損害保険会社に対する特定金融商品取引業務（金融商品取引法第 33 条の 8 第 2 項）の委託の斡旋および支援。
13. 自然エネルギー等による発電事業及び売電事業。
14. 有価証券その他金融商品の取得、保有、運用、調査、企画、募集及び管理並びに為替取引その他金融関連業務。
15. 食料品、飲料、菓子、酒類、喫茶、レストラン用品等の輸出入、卸売業、販売業並びにこれらの仲介業。
16. 動産の賃貸借、リース及び仲介業。
17. 広告、宣伝、印刷、映像及びその企画、立案、制作に関する業務。
18. 企業内教育、研修、セミナーの企画、運営業務。
19. 漁業および水産養殖業ならびに水産物、農畜産物の生産、加工および販売。
20. 労働者派遣事業および有料職業紹介事業
21. その他前各号に関連または付帯する一切の事業。

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を名古屋市に置く。

第 4 条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会

3. 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の株式の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第 14 条（招集権者および議長）

当会社の株主総会は、当会社の取締役会が定める取締役が招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法）

当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 18 条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、20 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

第 19 条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社の取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条（取締役の任期）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度の定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委

員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度の定時株主総会開始の時までとする。

第 21 条（代表取締役および役付取締役）

当会社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 当会社の取締役会は、その決議によって、取締役会長および取締役社長各 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

第 22 条（取締役の報酬等）

当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 23 条（取締役会の招集権者および議長）

当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、当会社の取締役会が定める取締役が招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社の取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条（取締役会規程）

当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議に

よって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 29 条（常勤の監査等委員）

当社の監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 30 条（監査等委員会の招集通知）

当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 31 条（監査等委員会規程）

当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

第 32 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

第 33 条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 34 条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 35 条（配当金の除斥期間等）

当社の配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

2. 前項の配当金には、利息を付けない。

附 則

第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第 49 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2023 年 3 月 1 日改訂